

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成30年6月4日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第6号

専 決 処 分 書

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市立幼稚園条例（昭和40年亀岡市条例第24号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年3月31日専決

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第31号

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例

亀岡市立幼稚園条例（昭和40年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

保育料

階層	世帯の階層区分	月額
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	0円
第2階層	市民税非課税世帯	1,000円
第3階層	市民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）	2,400円
第4階層	市民税所得割課税額 1円以上10,000円未満	5,000円
第5階層	市民税所得割課税額 10,000円以上48,600円未満	6,000円
第6階層	市民税所得割課税額 48,600円以上57,000円未満	6,500円
第7階層	市民税所得割課税額 57,000円以上77,101円未満	7,000円
第8階層	市民税所得割課税額 77,101円以上211,201円未満	9,000円
第9階層	市民税所得割課税額 211,201円以上	11,000円

別表第1の備考第1項第1号中「第314条の8、第314条の9及び」を「第314条の8及び第314条の9並びに」に改め、

「附則第 5 条の 4」の次に「第 6 項、附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項、附則第 5 条の 5 第 2 項、附則第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、附則第 7 条の 3 第 2 項並びに附則第 4 5 条」を加え、同表備考第 2 項中「第 5 階層」を「第 9 階層」に改め、同表備考第 5 項中「第 2 階層」を「第 2 階層又は第 3 階層」に、「第 3 階層」を「第 4 階層から第 7 階層まで」に改め、同表備考第 6 項中「第 2 階層」を「第 2 階層又は第 3 階層」に、「第 3 階層」を「第 4 階層から第 7 階層まで」に、「月額 3, 0 0 0 円」を「月額 2, 4 0 0 円」に改め、同表備考第 7 項中「第 2 階層から第 4 階層まで」を「第 8 階層」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例要綱

1 幼稚園保育料を次のとおり改正した。

階層	世帯の階層区分	月額
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	0円
第2階層	市民税非課税世帯	1,000円
第3階層	市民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）	2,400円
第4階層	市民税所得割課税額 1円以上10,000円未満	5,000円
第5階層	市民税所得割課税額 10,000円以上48,600円未満	6,000円
第6階層	市民税所得割課税額 48,600円以上57,000円未満	6,500円
第7階層	市民税所得割課税額 57,000円以上77,101円未満	7,000円
第8階層	市民税所得割課税額 77,101円以上211,201円未満	9,000円
第9階層	市民税所得割課税額 211,201円以上	11,000円

2 ひとり親等世帯のうち、第4階層から第7階層までの第1子の保育料を2,400円とした。

3 この条例は、平成30年4月1日から施行した。